

議案第 33 号

和解することについて

次のとおり建物明渡請求事件に関し、和解することについて議会の議決を求める。

令和2年2月26日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 相手方



2 事件名 建物明渡請求事件

3 事件の概要

昭和 44 年 1 月に農山漁村同和対策事業で八幡町農家組合が伊賀市久米町字西出 43, 44 合併の 1 番地先及び 43, 44 合併の 2 番地先に建設した建物を、昭和 52 年 3 月に上野市が買収し、同年 5 月に上野市八幡町左官業協同組合と建物賃貸借契約を締結し、同組合に貸し付けた。

その後、上野市八幡町左官業協同組合が建物を相手方に転貸し、相手方が事業目的で無断使用することとなった。

伊賀市は、相手方に対して、これまで明渡しを求めてきたが、応じないため、公益財団法人三重県市町村振興協会が運営するADR（裁判外紛争解決手続）事業を利用し、平成 31 年 4 月 10 日に申立てを行い、解決を図ることとした。

4 和解条項

(建物明渡)

第 1 条 相手方は、伊賀市に対し、本和解成立後 3 か月以内に伊賀市久米町字西手 43, 44

合併の1番地先及び43,44合併の2番地先に所在する建物(以下「本件建物」という。)を明け渡す。

- 2 前項に際し、相手方は、伊賀市に対し、立退料、引っ越し費用、その他名目の如何を問わず一切費用を請求しない。
- 3 相手方が第1項に定める明渡期限内に本件建物の明渡しを完了しない場合、相手方は、明渡しの遅延により伊賀市が被った損害を賠償しなければならない。

(残置動産)

第2条 相手方は、本件建物内に置かれた下記動産を撤去する。

- 2 本和解成立後3か月以内に前項に基づく撤去が完了しない場合、相手方は、その所有権を放棄し、伊賀市が自己の費用負担のもと下記動産を処分することにつき承諾する。なお、第三者との間に紛争が生じた場合には相手方の責任において協議、解決するものとする。
- 3 前2項に定めるものを除く本件建物内の動産及び本件建物外周辺の石切り歯につき、相手方はその所有権を放棄し、伊賀市が自己の費用負担のもと自由に処分できるものとする。

記

高速石材研磨機

型式 SG5
製造番号 1154
製造年月 平成15年12月
製造者 株式会社大和機械製作所

(清算条項)

第3条 伊賀市及び相手方は、本和解条項に定めるもののほかは、本件に関し、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(手続費用)

第4条 本件手続費用は、伊賀市の負担とする。